

主な指摘事項【社会福祉法人】

項目※		指摘内容	指摘件数 (文書及び 口頭)		
I 法人 運営	1. 定款	—	最新の定款がインターネットで公表されていない。	1件	
	3. 評議員・評議員会	(1) 評議員の選任	評議員の就任承諾書について、任期が正確に記載されていない。	1件	
			評議員選任・解任委員について、定款に規定する委員構成になっていない。	1件	
		(2) 評議員会の招集・運営	評議員会の招集について、理事会で評議員会の日時、場所及び議案を定めていない。	2件	
			評議員会において、定款で定める評議員会の決議事項以外の決議を行っている。	1件	
			議事録において議事録を作成した理事の氏名が記載されていない。	1件	
			理事会等で承認を受けている決算書類は会計基準省令で定めるものでない。	1件	
	4. 理事	(2) 選任及び解任	理事の解任及び評議員の解任手続きについて、法令及び定款等に定める解任事由に該当しない。	1件	
			理事の改選において個別に決議を行ったことが確認できない。	1件	
	5. 監事	(2) 選任及び解任	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	1件	
			新たに選任された監事は、評議員会で選任理由の説明がされていない。	1件	
		(3) 職務・義務	監事監査において不適切な会計処理が行われていたことを確認しているが、監査報告に記載がない。	1件	
			監事の全員が欠席した理事会がある。	1件	
	6. 理事会	(1) 審議状況	招集通知を省略して理事会を開催する場合は、理事及び監事全員の同意を得ること。	4件	
			理事会で役員及び評議員の選任・解任の決議を行うのではなく、候補者の推薦または解任の提案について決議を行うこと。	1件	
			欠席した理事又は評議員の書面による議決権の行使は認められない。	1件	
			理事会の決議が必要な事項について、理事会の決議が行われていない。	1件	
			理事に委任する事項が、理事会において定められていない。	1件	
			理事会で理事長の職務の執行状況の報告を行っていない。	2件	
		(2) 記録	議事録について、定款の規定と異なる者が議事録署名人として記名押印している。	1件	
			議事録の原本が保管されていない。	1件	
			役員及び評議員から同意を得た日を決議があったものとみなされた日として記録すること。	1件	
		(3) 債権債務の状況	運転資金の借入について、借入金額に変更がある場合、契約前に理事会で承認を得ること。	1件	
			多額の借入を行っているが、事前に理事会の議決を得ていない。	1件	
8. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	(1) 報酬	理事及び監事の報酬について、理事と監事の報酬額を個別に定めていない。	4件		
		理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準を変更する場合は、評議員会の承認を得ること。	1件		
		評議員の報酬について、役員等報酬規程に規定のない報酬が支払われている。	2件		
II 事業	3. 公益事業	—	理事会で拠点区分間長期貸付金の償還計画を含め、経営改善のための検討を行うこと。	1件	
III 管理	3. 会計管理	(2) 規程・体制	会計責任者及び出納職員について辞令を交付すること。	1件	
			経理規程について、社会福祉法人会計基準及び関係通知に沿った内容に見直すこと。	1件	
			経理規程の内容が実態と合っていないので修正すること。	1件	
			経理規程の規定に基づき契約書を作成すること。	1件	
			役員及び評議員の報酬は全て、法人本部サービス区分の役員報酬支出に計上すること。	1件	
			ガソリン代は旅費規程に基づき支給し、旅費交通費支出若しくは研修研究費支出に計上すること。	1件	
			会計責任者及び出納職員について、拠点の現金の管理等を選任している者以外が行っている。	1件	
			不適切な会計処理が行われているため、経理規程等の規定による会計処理を徹底すること。	1件	
		(3) 会計処理	あらかじめ補正予算を編成し、理事会及び評議員会の承認を得ること。	2件	
			第3号基本金に該当する寄附金の額を基本金に計上すること。	1件	
			基本財産等取得すべきものとして指定された寄附金は第1号基本金、運転資金として指定されたものは第3号基本金に計上すること。	1件	
	5. 附属明細書等	計算書類に対する注記について、拠点区分、サービス区分の記載が実態と異なっているので見直すこと。	2件		
		4. その他	(1) 特別の利益供与の禁止	理事所有の車両の賃貸借契約について、特別の利益供与に該当しないことを明確にすること。	1件
				給与規程を理事会の承認を得て早急に定めること。	1件
			(3) 情報の公表	現況報告書において記載誤りが見受けられる。	2件
	稟議書等により随意契約の理由を明確にすること。			3件	

	(4)その他	資産総額の変更登記について、会計年度終了後3か月以内に行うこと。	2件
		公印使用簿の作成や公印管理者を定めるなど、公印の管理を厳正に行うこと。	1件

※指導監査ガイドラインの項目